

定期監査の結果

(平成28年度財務)

愛媛県監査事務局

1 定期監査の実施方針

定期監査(地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査)において、同条第 1 項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

- ① 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか
- ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

2 定期監査の執行状況

平成 28 年度財務に係る定期監査は 231 機関に対して実施した。そのうち、172 機関は実地により、59 機関は書面により監査を実施した。

| 区分 | 実地監査 | 書面監査 | 計 |
|----------------------|------------|-----------|------------|
| 知事部局 | 121 | 11 | 132 |
| 本庁 | 65 | 0 | 65 |
| 地方局 | 34 | 0 | 34 |
| 地方機関 | 22 | 11 | 33 |
| 諸局 | 5 | 0 | 5 |
| 本庁 | 5 | 0 | 5 |
| 教育委員会 | 27 | 40 | 67 |
| 本庁 | 8 | 0 | 8 |
| 地方機関(高等学校等) | 19 | 40 | 59 |
| 公安委員会 | 9 | 8 | 17 |
| 本庁 | 1 | 0 | 1 |
| 地方機関(警察署) | 8 | 8 | 16 |
| 公営企業管理局 | 10 | 0 | 10 |
| 本庁 | 3 | 0 | 3 |
| 地方機関(病院等) | 7 | 0 | 7 |
| 合計 | 172 | 59 | 231 |
| 本庁 | 82 | 0 | 82 |
| 地方機関(地方局を含む。) | 90 | 59 | 149 |

3 定期監査の結果

(1) 監査結果の処理区分

ア 指摘事項

・公表事項

監査委員が、指摘事項を公表(県報掲載)するもの

・文書通知事項

監査委員が、監査を実施した機関に対して、指摘事項を文書で通知するもの

イ 指導事項

予備監査における口頭指導にとどめるもの

(2) 指摘事項の状況

平成 28 年度財務に係る指摘事項の内訳は次のとおりである。

なお、主な指摘の内容は、本書付録に収録している。

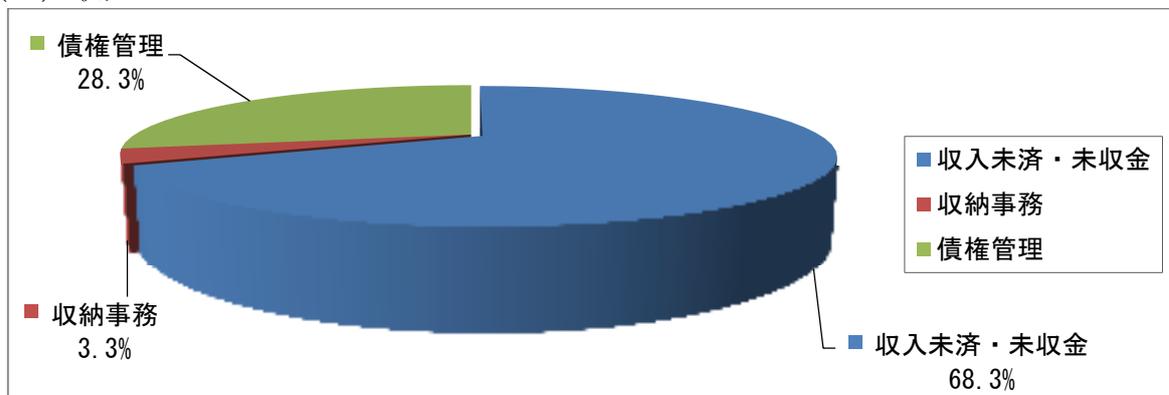
ア 会計別

| 区分 | 指摘件数 | うち公表 |
|-----------|------------|-----------|
| | | |
| 普通会計 | 153 | 56 |
| 企業会計 | 30 | 13 |
| 合計 | 183 | 69 |

イ 内容別

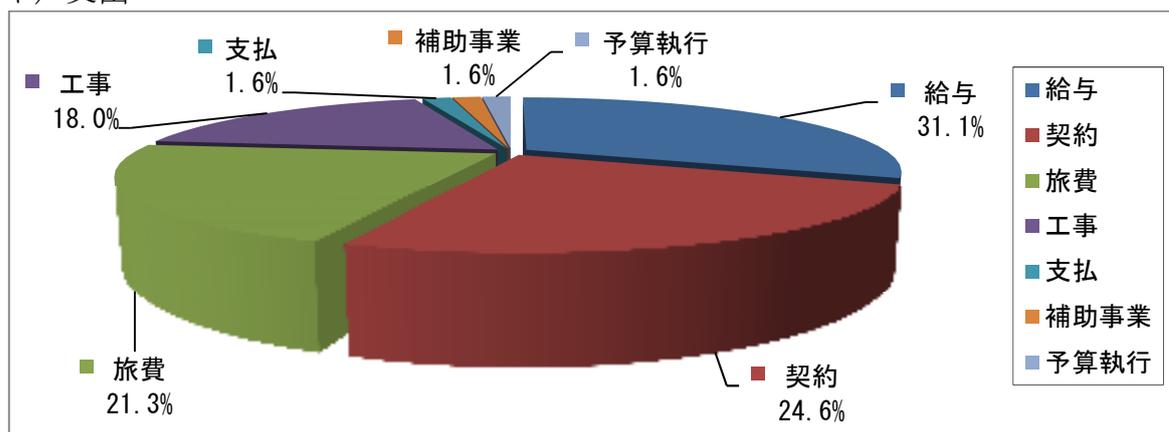
| 区分 | 収入 | 支出 | その他 | 計 |
|---------|-------|-------|-------|--------|
| 指摘件数 | 60 | 61 | 62 | 183 |
| うち公表 | 58 | 3 | 8 | 69 |
| 構成比 (%) | 32.79 | 33.33 | 33.88 | 100.00 |

(ア) 収入



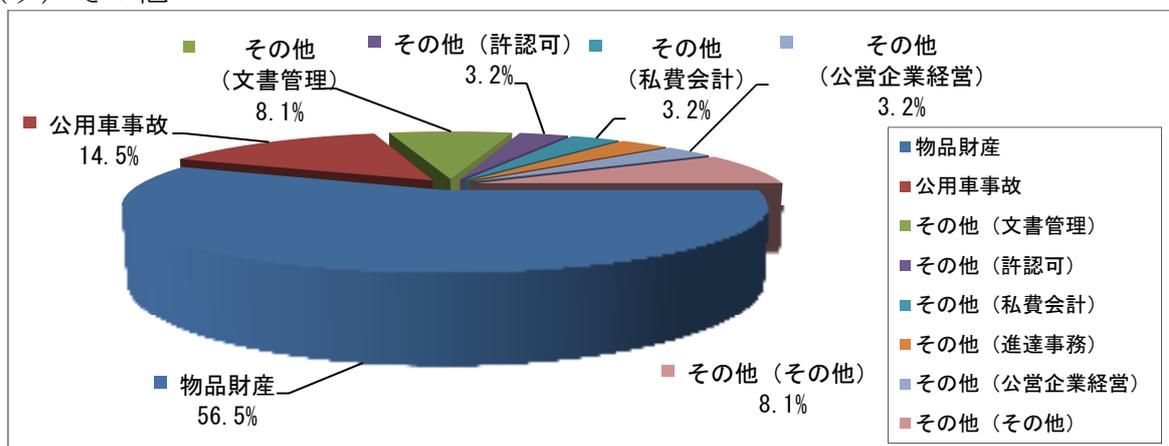
収入に関する指摘件数は、収入未済・未収金に関すること 41 件、債権管理に関すること 17 件、収納事務に関すること 2 件である。

(イ) 支出



支出に関する指摘件数は、給与に関すること 19 件、契約に関すること 15 件、旅費に関すること 13 件、工事に関すること 11 件、支払に関すること 1 件、補助事業の執行に関すること 1 件、予算の執行に関すること 1 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、物品財産に関すること 35 件、公用車事故に関すること 9 件、その他事務事業に関すること 18 件（うち文書管理 5 件、許認可 2 件、私費

会計 2 件、進達事務 2 件、公営企業経営 2 件等) である。

(3) 指導事項の状況

平成 28 年度財務に係る指導事項の内訳は次のとおりである。
 なお、主な指導の内容は、本書付録に収録している。

ア 会計別

| 区分 | 指導件数 |
|-----------|------------|
| 普通会計 | 104 |
| 企業会計 | 10 |
| 合計 | 114 |

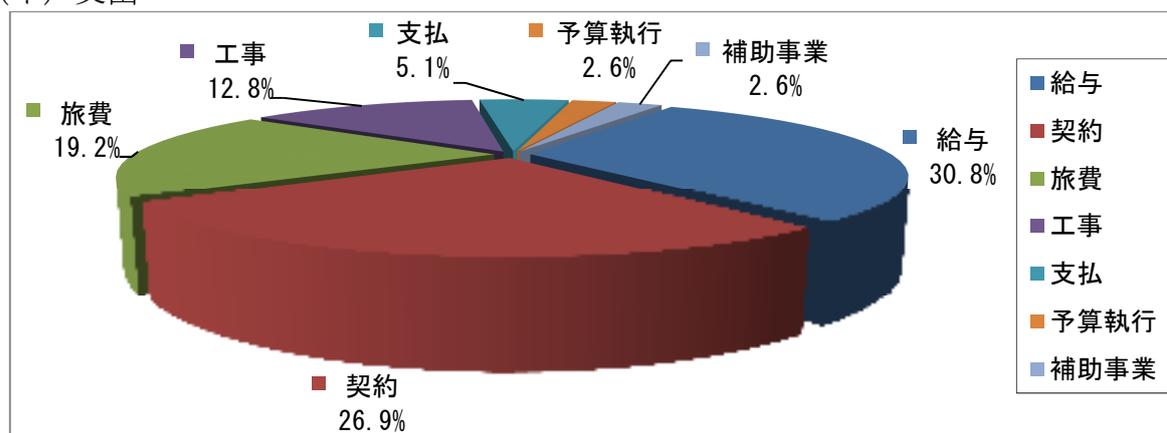
イ 内容別

| 区分 | 収入 | 支出 | その他 | 計 |
|---------|------|-------|-------|--------|
| 指導件数 | 7 | 78 | 29 | 114 |
| 構成比 (%) | 6.14 | 68.42 | 25.44 | 100.00 |

(ア) 収入

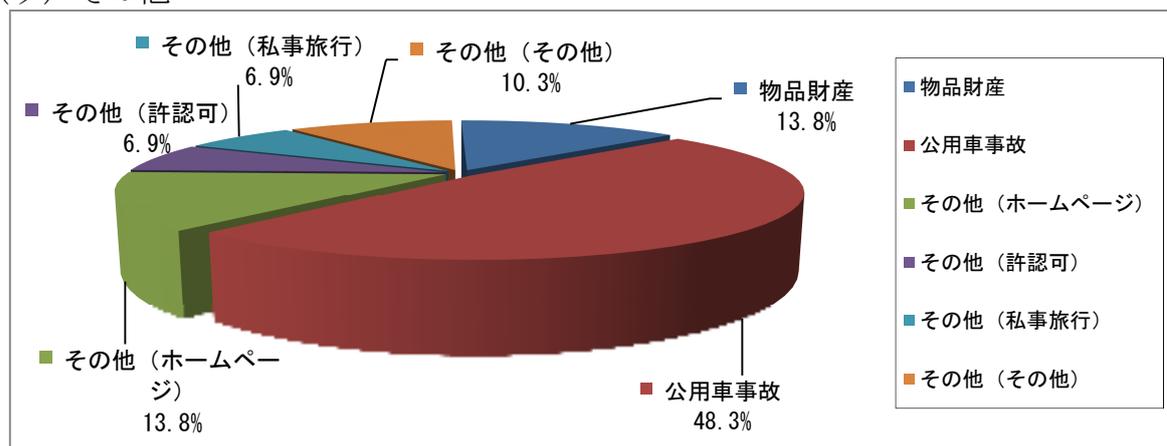
収入に関する指導件数は、収納事務に関すること 7 件である。

(イ) 支出



支出に関する指導件数は、給与に関すること 24 件、契約に関すること 21 件、旅費に関すること 15 件、工事に関すること 10 件、支払に関すること 4 件、予算執行に関すること 2 件、補助事業の執行に関すること 2 件である。

(ウ) その他



その他に関する指摘件数は、物品財産に関すること 4 件、公用車事故に関すること 14 件、その他事務事業に関すること 11 件（うちホームページ 4 件、許認可 2 件、私事旅行 2 件等）である。

4 組織及び運営の改善合理化等に関する意見

定期監査にあたって、監査委員は、本県の事務処理が最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化や規模の適正化が図られているかという点にも配意する必要がある（地方自治法第 199 条第 3 項参照）ことから、関係機関に対して、監査結果に基づく「組織及び運営の改善合理化等に関する意見」を提出した。

(1) 普通会計

- 高等学校等就学支援金の受給資格認定事務について、受給資格者が特定される恐れがあるため、個人情報に配慮した通知方法の検討を求めたもの
- 外部団体と共用部分がある建物の警備委託契約について、それぞれが 1 年毎に随意契約を締結するのではなく、両方で協議のうえ競争見積りや長期継続契約を導入するなどし、最も合理的で経済的な契約方法の検討を求めたもの
- 公用車の ETC カード利用について、ETC マイレージ登録されていないものが見受けられたため、登録について検討を求めたもの
- 一部の機関において、保存期間を経過しているにもかかわらず廃棄していない公印が散見されたので、公印規程所管課に対し適正な管理に努めるよう各所属への指導の徹底を求めたもの
- 結核健康診断等委託契約の事務処理要領で定める支出伺について、検査確認の事実を明確にするため、別葉に検査調書を作成するよう検討を求めたもの
- 愛媛県漁港漁場関係事業費補助金の補助金要綱で定める事業遂行状況報告書について、毎月の提出義務は実態に合わないので、実情を踏まえ要綱の見直しについて検討を求めたもの

(2) 企業会計

- 県立病院における HEPA フィルタ交換業務委託契約について、契約書に業務の再委託についての定めがなく、県が監督できる体制が取られていなかったため、措置の検討を求めたもの。また、フィルター交換時に空気清浄度の測定等を行う仕様となっていたため、環境基準の確保が確認できるよう措置の検討を求めたもの